

次世代育成支援対策推進法に基づく

(株) 赤阪鉄工所行動計画

働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、企業理念に謳われている社会的貢献を果たすため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 令和11年までに育児休業取得率を男性50%、女性100%とする。

〈対 策〉

- 2025年4月～ 妊娠、出産報告のあった社員に対し、育児休業や子育て目的の休暇制度の情報提供を行う
- 2025年6月～ 休業取得予定者や上司同僚向けの業務サポートチェックリストを作成・周知する。
- 2026年1月～ 育児休業取得者の体験談等を社内報で紹介する

目標2 年次有給休暇（誕生日休暇、メモリアルデー、計画年休）の取得促進を図り、取得率65%以上とする。

〈対 策〉

- 2025年5月～ 取得状況を把握し、管理職を対象とした研修会で定期的にご利用促進の周知を図る。
- 2026年1月～ 社内報等で休暇を利用したリフレッシュ方法をPRし仕事とプライベートの両立を紹介し取得しやすい社内風土醸成を図る

目標3 不妊治療、子育て、介護を行う社員への必要な費用の貸付け制度の検討、導入を図る。

〈対 策〉

- 2025年10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 2026年2月～ 規則類の見直しおよび労使協議を図る
- 2026年4月～ 導入開始